

## 平成27年6月市議会定例会提案説明

本定例会に提案いたしました諸議案の説明に先立ちまして、所信の一端を申し述べさせていただきます。

### 1. はじめに

わが国が直面している人口減少・高齢化は、本市においても深刻な問題となっています。このことから、国は昨年12月、まち・ひと・しごと創生法を定め、都道府県や市町村も「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に努めることとなりました。これを受けて、本市は、本年9月までに鳥取市版総合戦略・人口ビジョンを策定することを決定し、4月にその基本的な考え方・方向性を示す骨子案を公表しました。

この骨子案では、①次世代の鳥取市を担う「ひとづくり」、②誰もが活躍できる「しごとづくり」、③賑わいにあふれ安心して暮らせる「まちづくり」の三本柱を総合戦略の政策の基本目標として位置づけています。

この3つの基本目標に沿って、郷土を愛し、地域の活性化に寄与する人材の育成・確保、地域の特性を活かした産業基盤の確立、豊かな自然や農林水産物、文化など、本市独自の魅力の磨き上げといった取り組みを強化していくことで、今後、本市の特徴を活かした自律的で持続的な地域を創生したいと考えています。

このような中、高速道路網の整備を好機と捉えて積極的に進めてきた「しごとづくり」が好調です。

本年4月以降、大手自動車メーカーの自動車部品の製造を行う「株式会社イナテック」、国内外に生産拠点をもち、大手航空機メーカーの航空機部品等の製造を行う「今井航空機器工業株式会社」、今後、大豆の産地化も期待される豆乳等の製造・販売を行う「マルサンアイ株式会社」の誘致が立て続けに実現しました。いずれの企業も正規社員を中心に100人程度の雇用を見込んでおり、設備投資も大規模であることから、本市の経済再生・雇用の創出に大きく寄与するものと確信しています。

この流れをさらに加速させるため、鳥取市は挑戦し続けます。

布袋工業団地については、昨年、第1・第2工区の整備を明らかにしたところではありますが、このたび、第3工区11.5haの開発に新たに着手することで、さらに多様な業種の集積を促進し、強固な産業基盤の確立を目指してまいります。

この「しごとづくり」の取り組みで若い世代のさらなる定着及び流入が期待されます。今後は、その若い世代を中心にした「ひとづくり」、「まちづくり」を市民と一緒に戦略的に展開し、「いつまでも暮らしたい、誰もが暮らしたくなる、自信と誇り、夢と希望に満ちた鳥取市」を確固たるものとしてまいりたいと考えています。

## 2. 市庁舎整備について

市役所本庁舎は、市民サービスはもとより、防災、まちづくりの拠点であり、また、市民が親しみとぬくもりを感じる場とならなければなりません。

ん。

このことを踏まえ、新本庁舎の建設に当たり、市民交流や窓口サービスの機能等について、本年1月以降、市民ワークショップや有識者からなる新庁舎建設委員会を通じて、様々なご意見をいただきました。

これらの貴重なご意見は、先月まとめた「みんなでつくる とっとり市庁舎の考え方」に反映させ、現在、6月15日まで市民政策コメントを行っています。

この「考え方」の中で、近年、資材や労務単価が高騰していること、消費税率5%から10%への増加により事業費が嵩むことに加え、本市が平成30年4月に中核市への移行を目指していることから、市民サービスの向上につながる業務が増えるため、平成25年11月に示した鳥取市庁舎整備全体構想（素案）に比べて建物面積を増やす必要があることを明らかにしています。

このたびお示しした市庁舎の考え方は、今申し上げた中核市移行や資材等の高騰などを踏まえた現時点での叩き台です。今後、建物面積や建築単価などの精査により事業費のさらなる縮減に努めてまいります。

### 3. 中核市移行について

地方自治法の改正を受け、鳥取市は平成30年4月、中核市へ移行すると宣言いたしました。総合的で質の高い保健サービスの提供やスピーディーな事務処理といった市民サービスの向上のみならず、これまで山陰東部

圏域の発展をリードしてきた本市が連携中枢都市となり、新たな財政支援を受けながら、今後も都市機能の集積を誘発し、圏域の一層の発展を進めていくため、また、松江市と共に山陰の中核都市として存在感を持って輝き続けるためにも、この取り組みは必要であります。

この中核市になるためには、保健所を必ず設置しなければなりません。本市としては、新たに建設するか、既存の施設を活用するか、それぞれのメリット・デメリットを検討した結果、駅南庁舎を保健所として活用することが最適との結論に至りました。

その理由は、

- ①市民の健康・妊娠・出産・子育て等を一体的にサポートするため、保健所・保健センター・子育て支援機能を一元化することが最良と判断し、そのための床面積が確保できること。
- ②東部医師会など周辺施設との連携により、健康・福祉・子育て支援の効果をより高められること。
- ③交通の結節点にあり、公共交通の利用が可能なこと。
- ④必要な駐車場が確保できること。
- ⑤他の既存施設と異なり駅南庁舎を活動拠点とする団体がなく、移転を求める必要がないこと。
- ⑥新築と比べ新たな建設用地が不要であること。
- ⑦整備費が抑えられること。

などです。

その結果として、これまで駅南庁舎に配置する予定であった部署も収まるよう新庁舎の面積を見直し、市庁舎の考え方としてお示したところで  
す。

私は、中核市への移行こそ、鳥取市のさらなる発展の礎となるものと確  
信しています。今後もあらゆる機会を通じてこの考え方について丁寧に説  
明を尽くし、着実に前進させていく所存です。

#### 4. 県立美術館の誘致について

平成11年、突然の県立美術館建設計画の凍結以来、本市は県に対し、  
毎年、凍結解除と鳥取市での美術館建設を強く要望してきました。今年7  
月に予定の県要望でも重点事項に掲げています。

このような中、鳥取県が、本年4月に「美術」、「自然」、「歴史・民俗」  
の3分野のうち、美術分野を移転し、新施設を整備する方針を明らかにし  
ました。

本市は、県内はもとより兵庫県北部エリア、山陽方面、京阪神からの集  
客を見込める地理的優位性に加え、多くの人気が気軽に訪れやすい中心市街  
地と、それに隣接する美しく豊かな自然環境を有しています。

また、「県立図書館」、「とりぎん文化会館」、「鳥取市歴史博物館」や芸術  
文化の研究・教育を行う「鳥取大学芸術文化センター」など、国・県・市  
の文化施設や社会教育施設が多く所在します。さらには、全国に誇る砂の  
芸術を展示する「鳥取砂丘 砂の美術館」もあります。

県立美術館の建設は市民の長年の願いであります。本市に県立美術館が設置されれば、このような文化・教養・研究・観光施設との連携による相乗効果でそれぞれの施設の魅力が更に増し、市民の文化の向上、来訪者の増加などに多大な貢献があるものと期待しており、引き続き、本市への設置について県に強く求めてまいります。

## 5. 滞在型観光の推進について

昨年3月に行われた貸切バスツアーの料金改定や、新幹線の開通に湧く北陸への関心の高まりなどを受け、ゴールデンウィークにおける鳥取砂丘周辺の入込客数は、昨年度に比べて6.8%減少しました。

この現状を重く受け止めて、ゴールデンウィーク後、先月27日まで公開砂像制作による魅力づくりを進め、巻き返しを図ってきたところですが、引き続き、8月には「アッシュンプッテル ～灰かぶり姫 グリム童話より～」をテーマとした3Dプロジェクションマッピング、秋から冬にかけては「鳥取砂丘光のアートフェア2015」などのイベントを切れ目なく展開し、集客アップを図ってまいります。

観光客の嗜好はソーシャル・ネットワーキング・サービスの普及と相まって、都市部の旅行会社が企画する、いわゆる「発地型観光」から、地元が体験・交流の要素を取り入れて企画する「着地型観光」へと変化しつつあります。

この動きに対応するため、本市においても、本年度、地域おこし協力隊

員を2名増員し、鳥取砂丘や雨滝などのジオスポットを自転車で巡る周遊観光や、河原・用瀬・佐治地域の山岳トレイルなどエコツーリズムの造成と、豊かな自然を活かしたグリーンツーリズムを推進するための農家民泊の掘り起しに取り組んでまいります。

今後も、地域資源の発掘と磨き上げ、受け入れ態勢を充実することにより、滞在型観光の一層の推進を図ります。

## 6. 子育て環境の充実について

子ども・子育て支援新制度が本年4月よりスタートしました。

本市では、従来から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の「量の拡充」と「質の向上」を図るため、子育て環境の一層の充実に向けた施策を強力に進めているところです。

また、新制度に合わせ、近年高まっている3歳未満児の保育や就学児童の学童保育といった子育て支援ニーズに対応するため、小規模保育園の開設を計画する民間法人への整備費の補助と新設・拡充する放課後児童クラブへのエアコンの設置を新たに行います。

今後も、子育て・教育支援施策の強化を図りながら、安心して子育てをすることができ、本市の未来を担うすべての子どもが、明るく健やかに成長できる「子ども 親 地域が輝く子育て応援都市 とっとり」の実現に積極的に取り組んでまいります。

## 7. 地域公共交通の活性化について

本市が地域の特色を活かした魅力あるまちとして効率よく発展していくためには、多極型コンパクトシティの推進とともに、中心市街地と各地域の拠点とをつなぎ、時代の変化に応じ市民生活の実態に即した、柔軟で利便性が高く効率的な公共交通システムの構築が不可欠です。

このため、バス路線網を再編し平成26年度から本格運行を開始した南部地域に続き、新たに南東部地域の再編に着手します。

具体的には、鳥取駅前と国府町雨滝・<sup>わじ</sup>上地を結ぶ中河原線について、平成28年度の実証運行に向けて、車両の購入や住民の皆様への周知等を進めることとしており、29年度には本格運行へと移行し、利便性の高いダイヤの編成と柔軟に対応するルート運行を実施したいと考えています。

## 8. 第6次行財政改革大綱について

本年度から平成31年度までの5年間で構想期間とした第6次行財政改革大綱の取り組みが始まっています。

今回の大綱では、市町村合併後最大であった平成20年度の税収を上回ることを目指した「税収254億円以上の実現」、税額控除手続きの簡素化により寄附者の増加が見込まれる「ふるさと寄附金4億円以上の実現」、若者定住を促進し地域経済の活性化を図るための「若者世代の転出超過解消」といった、従来にない歳入確保の視点を強めたあえて高いハードルの総合目標を設定し、全職員一丸となって改革に取り組んでまいります。

このような中、本年1月、国は合併自治体の実情を踏まえ、普通交付税の合併算定替えの特例措置が廃止となった場合の影響を、当初計画していた額の3割程度に留めることを明らかにしました。

本市の平成26年度における合併算定替えの効果額は約50億円でしたので、今後5年間かけて縮減される交付税は15億円程度で済みます。

平成26年度には、これまでの行財政改革により生まれた財政的な余力により、新たな基金積み立てや市債の繰上償還を18億8千万円程度実施していることを踏まえれば、この15億円の縮減への対応はすでに整っていると考えます。これに加えて、10年後の公債費も今より約27億円減少できる見通しも立ち、将来への財政運営の目途もついてきました。しかしながら、順調な今だからこそ、本市の財政の健全性をさらに高めていく取り組みを強めることが重要と考えます。今後も行財政改革を強力に進めながら、投資と抑制のメリハリの効いた財政運営に努めてまいります。議員各位におかれましても、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

## 9. 議案の説明

それでは、本定例会に提案いたしました諸議案につきまして説明申し上げます。

議案第81号から議案第86号までは、一般会計及び特別会計並びに企業会計の補正予算でありまして、市政の課題等に対応するため重点的に実施する事業などの経費を計上したものです。

議案第 87 号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、関係する条例を一部改正するものです。

議案第 88 号は、災害遺児手当の支給対象要件について、父子家庭を母子家庭と同様にするため、関係する条例を一部改正するものです。

議案第 89 号は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、小規模保育事業所等における准看護師の配置に係る特例を定めるため、関係する条例を一部改正するものです。

議案第 90 号は、鳥取市立曳田児童館を廃止するため、関係する条例を一部改正するものです。

議案第 91 号は、叶・宮長地区地区整備計画の区域内における建築物の制限について定めるため、関係する条例を一部改正するものです。

議案第 92 号は、鳥取市河原町総合運動場、鳥取市河原町グラウンドゴルフ場及び鳥取市河原町総合運動場テニスコートを廃止するため、関係する条例を一部改正するものです。

議案第 93 号は、平成 28 年度末の簡易水道事業との事業統合等に伴い、水道事業の基本計画を見直すに当たり、関係する条例を一部改正するものです。

議案第 94 号は、佐治川の一部廃川に伴い、字の区域を変更するに当たり、必要な議決を得ようとするものです。

議案第 95 号は、辺地対策事業債の活用を計画している事業を、辺地に係る公共的施設の総合整備計画に位置づけるに当たり、必要な議決を得よ

うとするものです。

議案第96号は、過疎対策事業債の活用を計画している事業を、鳥取市過疎地域自立促進計画に位置づけるに当たり、必要な議決を得ようとするものです。

議案第97号は、鳥取市民会館の舞台照明調光装置を更新するに当たり、必要な議決を得ようとするものです。

議案第98号は、平成26年度の一般会計及び国民健康保険費特別会計について、事業の確定等に伴い平成27年3月31日に補正予算を専決処分しましたので報告し承認を得ようとするものです。

議案第99号は、地方税法の一部改正に伴い、個人市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税及び都市計画税について、所要の整備を行うため、鳥取市税条例の一部改正を平成27年3月31日に専決処分しましたので報告し承認を得ようとするものです。

議案第100号は、介護保険法施行令の一部改正に伴い、所得の少ない第1号被保険者についての保険料率を軽減するに当たり、関係する条例の一部改正を平成27年4月10日に専決処分しましたので報告し承認を得ようとするものです。

議案第101号は、介護保険料の賦課期日後に資格の取得等があった場合及び低所得者の保険料を軽減する場合の算定方法について必要な事項を定めるに当たり、関係する条例を一部改正するものです。

報告第7号は、平成26年度一般会計及び特別会計予算のうち、平成2

7年度への繰越明許費に係る繰越額について、

報告第8号及び報告第9号は、企業会計の繰越額について、それぞれ確定しましたので報告するものです。

報告第10号は、鳥取市債権管理に関する条例に基づき、市の債権を放棄しましたので報告するものです。

報告第11号は、介護保険法の改正に伴い、関係する条例を一部改正しましたので報告するものです。

報告第12号は、鳥取県東部福祉保健事務所駐車場に駐車していた公用車から降車する際に扉が突風により大きく開き、隣に駐車中の車両を破損したものに係る損害賠償の額及び和解について、それぞれ専決処分しましたので報告するものです。

以上、提案いたしました議案につきまして、ご説明申し上げます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。